

障がい者活躍推進計画

朝 日 町

朝日町教育委員会

令和 8 年 4 月

機 関 名	朝日町・朝日町教育委員会
計 画 期 間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間）
朝日町における 障がい者雇用に 関する課題	朝日町及び朝日町教育委員会では、地方公共団体の特例認定のもと、障がい者雇用の推進に取り組み、法定雇用率を達成しています。（令和 7 年 6 月 1 日現在 3.79%） 一方で、今後は法定雇用率の段階的な引上げが予定されており、引き続き法定雇用率を維持・達成していくことが課題となっています。 このため、障がい者雇用を着実に推進するとともに、障がいのある職員一人ひとりがその能力を十分に発揮し、安心して働き続けられる職場づくりを進めるため、採用、職場定着及び職場環境の整備を計画的に推進する必要があります。
目標と取組内容	実雇用率 3.79%（令和 7 年 6 月 1 日時点） 法定雇用率 2.8% ①採用に関すること 《目標》 ・各年度の 6 月 1 日時点において、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を達成・維持します。 ・法定雇用率の段階的な引上げを見据え、計画的な採用を行い、継続的な雇用の確保に努めます。 《取組内容》 障がい者を対象とした会計年度任用職員の募集等を行う等、計画的な採用を行います。障がいの特性に応じた業務の選定や勤務環境の整備を進め、多様な就労機会を確保します。 《評価方法》 毎年の障害者任免状況通報により実雇用率を確認し、達成状況を確認します。

	②定着に関すること 《目標》 ・採用後1年経過時点の定着率100%を目標とします。 ・障がいのある職員が安心して能力を発揮し、継続して勤務できる職場環境の整備を推進します。 《取組内容》 所属長、人事担当及び職員本人との定期的な面談等を実施し、業務内容や勤務環境に関する相談・支援を継続的にを行います。 本人の希望や障がいの特性を踏まえ、必要に応じて業務内容や勤務環境の見直しを行います。 障がいに対する理解促進のため、職員への啓発や研修を実施し、働きやすい職場づくりを推進します。 《評価方法》 毎年度、採用後1年経過時点における定着状況を確認するとともに、面談等を通じて課題を把握し必要な改善を行います。
障がい者の活躍を推進する体制整備	障がいのある職員が、その能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができるよう、朝日町及び朝日町教育委員会が連携し、障がい者雇用の推進及び職場定着を支援する体制を整備します。 ① 障害者雇用推進者の選任 障害者雇用促進法に基づき、障がい者雇用に関する取組を総括する障害者雇用推進者として総務課長、教育課長を選任します。 障害者雇用推進者は、障がい者の採用、配置、職場環境の整備、職員への理解促進及び本計画の進捗管理を行います。 ② 障害者職業生活相談員の配置 障害者職業生活相談員として総務課人事担当者を選任します。障害者職業生活相談員は、障がいのある職員からの職

業生活に関する相談に応じ、本人の意向や障がい特性を踏まえた助言及び支援を行います。

③ 庁内の連携体制の構築

人事担当課、所属長、障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員が連携し、障がいのある職員の採用から配置、職場定着まで継続的に支援します。

また、必要に応じて本人との面談を実施し、業務内容、勤務時間、職場環境その他の配慮事項を確認するとともに、所属部署と情報を共有し必要な対応を行います。

④ 相談しやすい環境の整備

障がいのある職員が、業務上の悩みや職場環境に関する相談を安心して行うことができるよう、相談窓口を明確にし、相談内容の秘密保持及び本人の意向に十分配慮します。また、本人が希望する場合は、所属長や人事担当者だけでなく、家族、支援機関、医療機関等と連携し、必要な支援を行います。

⑤ 外部機関との連携

必要に応じて、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関から助言や支援を受け、障がい特性に応じた適切な雇用管理及び職場定着を進めます。

⑥ 計画の進捗管理

毎年度、障がい者の採用状況、雇用率、定着状況及び職場環境の整備状況を確認し、本計画に基づく取組の進捗を把握します。

取組状況や障がいのある職員からの意見を踏まえ、必要に応じて実施方法の見直しや改善を行います。